

○新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験（平成二十三年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第五号）

（傍線部分は改正部分）

新設告示

新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条及び第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験

第一条 新規化学物質に係る試験並びに優先評価化学物質及び監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令（以下「省令」という。）第二条の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が省令第一条第二項に規定する試験と同等以上のものとして別に定める試験は、次の表の上欄に掲げる同項に規定する試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。

哺乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験	哺乳類を用いる九十日間の反復投与毒性試験又は哺乳類を用いる反復投与毒性・生殖発生毒性併合試験
細菌を用いる復帰突然変異試験及び哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験	細菌を用いる復帰突然変異試験及びマウスリンフォームTK試験による変異原性試験

現行の告示

新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条の二の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が別に定める試験の試験成績

新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令第二条の二の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が同令第二条第二項に規定する試験の試験成績と同等以上のものとして別に定める試験の試験成績は、次の表の上欄に掲げる同項に規定する試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験の試験成績とする。

ほ乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験	ほ乳類を用いる九十日間の反復投与毒性試験
細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験	細菌を用いる復帰突然変異試験及びマウスリンフォームTK試験による変異原性試験

第二条 省令第四条第四号の規定により厚生労働大臣、経済産業大臣及び環境大臣が哺乳類を用いる二十八日間の反復投与毒性試験並びに細菌を用いる復帰突然変異試験及び哺乳類培養細胞を用いる染色体異常試験による変異原性試験と同等以上のものとして別に定める試験は、前条の表の上欄に掲げる試験の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる試験とする。